

令和2年4月8日  
北泉保育園  
園長 富山 茂

## 緊急事態宣言下による保育園・学童の利用について

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(改正令和二年三月一三日同第四号)による緊急事態宣言が埼玉県に発令されました。同特措法によれば、保育園、学童も学校等や集会場、映画館と同じく、「使用の制限等の要請の対象となる施設」に該当する社会福祉施設です。

「使用の制限」は、新型コロナウイルス感染症をこれ以上広めないことを目的としています。保育園、学童はいわゆる「濃厚接触の場所」であり、かつ、異なる外部環境(職場、家庭、通勤等)から複数のおとなが毎日、出入りする場所でもあります。そのため、感染リスクは高くならざるを得ず、お子さん、保護者及びご家族の皆さん、そして職員の生命を危機にさらす可能性もあります。

そして、発症者が出なくとも、感染者や濃厚接触者が出た場合には、閉所となることも十分にありえますし、保護者の皆さまや職員が濃厚接触者となることもあります。

以上の点をお考えいただき、勤務先ご家族ともご相談のうえ、5月6日迄できる限り登園をお控えになるようお願いいたします。お子さん、保護者の皆さま、そして、職員の健康と命を守るための大事なお願いです。どうぞよろしくようお願いいたします。

その他(登園自粛中の保育園、学童について)

- 0～2歳児の保育料 : 登園自粛した日数に応じて後日日割り計算により本庄市から返金されます。
- 3～5歳児の給食費 : 本庄市の保育園統一により日割り計算、返金はありません。
- 外部講師による体育指導、学研教室 : 5月6日迄行いません。
- 課外教室、クラブ : サッカー、ピアノ、英語、太鼓は5月6日迄行いません。